

地方独立行政法人京都市立病院機構 中期目標期間評価実施要領

地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構業務実績評価基本方針（平成24年7月13日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。

1 評価の具体的方法

- (1) 中期目標期間評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、中期目標に定めた項目（大項目）ごとにその達成状況について法人が自己評価を行い、さらに評価委員会においても評価を行う。

① 項目別評価…法人による大項目自己評価

法人において、当該期間中の年度評価の結果を踏まえ、中期目標の大項目ごとの達成状況（判断理由）を記載し、次の5段階で自己評価を行ったうえで、事業報告書を作成する。

なお、事業報告書には、目標期間当初と終了時における法人・病院の変化をわかりやすく記載する。また、病院ごとの実績がわかるよう工夫するとともに、特記事項として、特色ある取組、社会的背景の変化、今後の課題などを自由に記載する。

5：中期目標を大幅に上回り、特に評価すべき達成状況にある

4：中期目標を達成した

3：中期目標を概ね達成した

2：中期目標を十分達成できていない

1：中期目標を大幅に下回っている又は重大な改善すべき事項があった

② 項目別評価…評価委員会による大項目評価

評価委員会において、法人の自己評価や中期目標期間中の取組等を検証し、中期目標の大項目ごとに目標の達成状況について、法人と同様に5～1の5段階による評価を行い、そのように判断した理由等も記載する。

(3) 全体評価の具体的方法

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の全体的な達成状況について、記述式による評価を行う。

全体評価においては、中期目標期間中の主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について記載することとする。

また、評価の中で改善すべき事項については委員会の意見として報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。

2 その他

- (1) 地方独立行政法人法 31 条の規定に基づき、法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する意見を行うに当たっては、中期目標期間評価の実施方法に準じて検討を行うこととする。
- (2) 本実施要領については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直し、改善を図るものとする。